

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年3月15日
【計算期間】	第4期（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）
【発行者名】	グローバル・ワン不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 勝本 杉雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町四丁目1番地
【事務連絡者氏名】	グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 代表取締役社長 山内 正教 投信業務部長 山田 信幸
【電話番号】	03-3262-1494
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成18年3月15日開催の本投資法人投資主総会において、本投資法人の「規約」の変更、及び会計監査人の異動が承認されましたので、証券取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項、同条第2項第2号及び第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本投資法人の「規約」の変更 変更の内容についての概要

(下線部分は変更箇所であります。)

変更前	変更後
<p>第13条（役員の数） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とする。</p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (1) 投資対象 B. その他の特定資産への投資 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、特定資産のうち、以下に掲げる各資産に投資することがある。 (a) 預金 (b) 価値の変動リスクが低いと認められる有価証券（投信法第2条第5項に定義される。）（但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。）、金銭債権（譲渡性預金証書を含み、これに限られない。）等の資産であって、特定資産に該当するもの（不動産関連資産に該当するもの、株券及び次のいずれかに該当するものは除く。） （記載省略） （新 設）</p>	<p>第13条（役員の数） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は4名以内（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とする。</p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (1) 投資対象 B. その他の特定資産への投資 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、特定資産のうち、以下に掲げる各資産に投資することがある。 (a) 預金 (b) 価値の変動リスクが低いと認められる有価証券（投信法第2条第5項に定義される。）（但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。）、金銭債権（譲渡性預金証書を含み、これに限られない。）等の資産であって、特定資産に該当するもの（不動産関連資産に該当するもの、株券並びに次の <u>及び</u> のいずれかに該当するものは除く。） （現行のとおり） <u>本投資法人は、特定資産のうち、以下に掲げる各資産であって、不動産（不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。）又は不動産信託受益権への投資に付随し、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められるものに投資することがある。</u> (a) <u>不動産（不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。）の管理会社等の株券</u> (b) <u>(a)の株券を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権（当該株券に対する投資を目的とする場合に限る。）</u></p>

変更前	変更後
<p>C. 特定資産以外の資産への投資</p> <p>本投資法人は、特定資産以外の資産への投資を行わない。</p>	<p>C. 特定資産以外の資産への投資</p> <p>本投資法人は、特定資産以外の資産への投資を行わない。但し、本投資法人は、以下に掲げる各資産に投資することがある。</p> <p><u>本投資法人は、特定資産たる不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)又は不動産信託受益権に付随し、かつ、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められる以下の各資産</u></p> <p>(a) <u>商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権もしくは通常使用権をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(b) <u>温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。)に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u></p> <p>(c) <u>不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)の管理会社等の出資持分</u></p> <p>(d) <u>民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。)に定める動産</u></p> <p>(e) <u>投信法その他の法令上、本投資法人が取得することが許容される資産</u></p> <p>(f) <u>(a)ないし(e)の資産を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権((a)ないし(e)の資産に対する投資を目的とする場合に限る。)</u></p> <p><u>本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものであり、株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められるもの</u></p>

変更の年月日
平成18年3月15日

(2) 会計監査人の異動

概要

本投資法人の会計監査人を、中央青山監査法人から新日本監査法人に変更します。

会計監査人の名称、資本の額及び関係業務の概要（平成17年12月31日現在）

名称 新日本監査法人

主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル

資本の額（出資金）1,726百万円

関係業務 本投資法人の会計監査人としての業務

異動の年月日

平成18年3月15日